

議第 63 号

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

出入国管理法及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）の改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

(下呂市印鑑条例の一部改正)

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。） <u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u> を添えて自ら書面で市長に申請することができる。 5 (略)	(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。） <u>を添えて自ら書面で市長に申請することができる。</u> 5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

外国人住民が持つ在留カード及び特別永住者証明書が個人番号カードと一体化することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 現在、窓口で個人番号カードの IC チップを読みとり暗証番号の入力をすれば印鑑登録証明書の交付が受けられるところ、在留カードと個人番号カードが一体化した特定在留カード、特別永住者証明書と個人番号カードが一体化した特定特別永住者証明書でも同様の申請方法に対応するため改正します。

(第 10 条第 4 項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)